

前橋市立第五中学校 いじめ防止基本方針 概要

- いじめ防止対策推進法
- 群馬県いじめ防止基本方針
- 前橋市いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

「豊かな徳性と高い知性をもつ心身のたくましい生徒を育てる」

【目指す生徒像】

- 豊かな心を持ち、協力し合う生徒
- よく考え、進んで学習する生徒
- 健康で、気力の充実した生徒

【いじめ防止の基本的な考え方】

- ① 生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ② いじめが、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解できるようにする。
- ③ 学校と、家庭、地域その他関係機関の連携のもといじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】 毎週水曜日 ※第4水曜日 いじめアンケート結果
学校におけるいじめ防止、早期発見、早期解消について、機能的、実効的に行う。

- 学校がいじめ防止方針に基づく取り組みを推進する。
- 年間指導計画の作成・実施・評価を行う。
- いじめの疑いに関する情報、問題行動の情報等の収集・記録・共有
- いじめの疑いがあった場合、緊急会議の実施、事実関係の聴取、指導・支援方針の決定
- 保護者、関係機関と連携し、速やかな解消を目指す。

【いじめに対する基本認識】

- ① いじめは人権侵害であり「いじめを絶対許さない学校」をつくる。
- ② いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめられている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関と連携協力を努める。

取組内容

【いじめの未然防止】

- ① 居場所づくり
 - 学習指導の充実
 - ・「わかる」「楽しい」授業 ・ 信頼関係ある授業
 - 環境づくり
 - ・所属感が持てる掲示の工夫
 - ・「いじめ防止」への機運を高める掲示の工夫
 - 人権教育の充実
 - ・常時指導の充実 ・ 教員の人権感覚
 - 道徳教育の充実
 - ・規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正
 - ・公平、親切、勇気などの重点化
- ② 絆づくり
 - 学級活動、生徒会活動を核に生徒同士の人間関係づくりの推進
- ③ 学校、家庭、地域等の体制づくり
 - 学校の様子を積極的に発信
 - 携帯電話、インターネット等の安全な利用に関する教室など関係機関との積極的な連携

【いじめの早期発見】

- ① いじめ発見の手立て
 - 教師と生徒の日常の交流を通じた発見
 - ・生活ノート
 - 複数の教師の目による発見
 - アンケート調査による発見
 - 教育相談を通じた把握
 - 生徒会が主体となった取組
- ② 学年・学級内の人間関係の客観的な把握
- ③ いじめを訴えることの意義と手段の周知
- ④ 保護者や地域からの情報提供

【いじめの早期解消】

- ① 組織対応の展開
 - いじめ防止対策委員会の設置
 - ・いじめ情報のキャッチ
 - ・対応方針の決定、役割分担の明確化
 - ・事実の究明と支援・指導
 - ・いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導
- ② 保護者との連携
 - ・いじめられている生徒の保護者との連携
 - ・いじている生徒の保護者との連携
- ③ 関係機関との連携

【ネットいじめへの対応】

- インターネット、携帯スマホ問題の啓発
- 定期的パトロールの実施
- 削除依頼

【重大事態への対処】

- いじめにより被害生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
- いじめにより相当期間学校を欠席した場合
- 精神的被害が重大であると申し立てがあった場合

- 市教育委員会に報告し、連携した対応の実施
- いじめ防止対策委員会を核にした組織的な対応の実施
- 関係生徒や全職員に対する聞き取り調査の実施
- 関係生徒、保護者への心のケアの実施
- 事実確認と情報の提供